

松山市卸売市場再整備調査研究業務委託 仕様書

1. 業務名

松山市卸売市場再整備調査研究業務委託

2. 目的

松山市卸売市場は、3市場いずれも開場から40年以上経過しており、施設及び設備の老朽化が進んでいる。また、卸売市場全体の取扱量は減少傾向であること、生鮮食料品等の高度な品質管理や衛生管理が求められていること、物流業界が急速に変化していること等も踏まえると、開場時とは求められる施設や設備が異なり、どのような卸売市場が本市にとって望ましいものであるかを長期的な視点から検討していく必要がある。

本業務は、具体的な検討作業に先立ち、本市卸売市場の現状を調査・分析して課題を抽出し、再整備に当たって必要な情報を幅広く収集するとともに検討すべき項目を整理するなど、再整備検討の基礎資料とするため調査・研究を行うものである。

3. 対象施設

- (1) 松山市中央卸売市場（青果部）、松山市公設花き地方卸売市場（花き部）
松山市久万ノ台348番地1
- (2) 松山市公設水産地方卸売市場（水産物部）
松山市三津ふ頭1番地2（その他占用許可を受けている港湾施設を含む。）
（対象施設を、以下「本市場」という。別紙2-1～4参照）

4. 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5. 業務内容

(1) 本市場の現況把握と課題整理

本市場の運営状況、施設の現況及び利用状況（各種インフラ設備、車両動線（繁忙期と通常期など）・作業動線等を含む。）、立地・周辺環境などについて調査、分析する。そのうえで、本市場の課題等を抽出・整理する。

(2) 市場を取り巻く環境調査及び整理

国及び愛媛県の最新の政策動向（活用可能な補助金制度、食品等の流通の合理化、今後の卸売市場の整備に関する作業部会の検討項目、食品等の衛生に関する方針等、卸売市場に広く関係するもの。）を調査し、本市の上位計画や関連計画との関係も踏まえ、再整備にあたって必要な情報を幅広く収集し、整理する。

(3) 将来の取扱数量等の予測

本市場の取扱数量等の調査・分析を行い、全国的な卸売市場の取扱数量や生鮮食料品等の需要等を含め、関係資料や動向調査等から統計分析などにより、客観性のある取扱数量等の予測を行う。

(4) 先進市場における再整備手法等の調査

再整備が完了、または再整備計画が進行中の中央卸売市場及び地方卸売市場の再整備手法や動向について調査し、再整備を進めるうえでの課題や検討項目、その対応状況を分析する。さらに、市場関係者への意向調査手法を整理する。

(5) 本市場のあり方の検討

上記(1)～(4)の調査結果等を踏まえ、本市場の目指すべき方向性や必要な施設機能・規模等を検討する。次の3つの視点から多角的な分析、検討を行う。

○検討の視点①…市場の統合や移転、現地建替、大規模改修等の整備手法ごとのメリット・デメリットを分析・整理する。

○検討の視点②…整備手法ごとに市の単独整備や民間資本の活用などのメリット・デメリットを分析・整理する。

○検討の視点③…施設整備後の本市場の運営手法や運営主体について検討し、それぞれのメリット・デメリットを分析・整理する。

(6) スケジュール案の作成及び概算事業費の算出

上記までの結果等を踏まえ、本市場再整備の事業完了までの大まかな全体スケジュール案を作成するとともに、必要な建設、設備工事等に係る概算事業費を算出する。

(7) 再整備計画の検討項目の抽出・整理

上記までの調査結果等を踏まえ、今後の本市場再整備計画策定に必要な調査及び検討項目を抽出し、整理する。

6. 業務計画書の提出

(1) 受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を作成のうえ、委託者に提出し、承認を受けること。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。

ア 業務内容

イ 業務詳細工程（打合せ計画等を含む。）

ウ 業務実施体制及び連絡体制（緊急時を含む）

エ その他委託者が必要とする項目

(3) 業務計画書の内容に変更等が生じた場合は、理由を明確にしたうえで、速やかに変更業務計画書を提出し、承認を受けること。

7. 打合せ・協議

受託者は、業務の実施にあたって、委託者と打ち合わせを綿密に行い、作業上の打合せ事項については、協議書または打合せ記録を作成するとともに、進捗状況を随時報告するものとする。

8. 資料の貸与

- (1) 委託者は、本業務の遂行上必要な資料で、委託者が所有しているものについては、これを貸与する。
- (2) 受託者は、貸与が必要な資料の一覧表を提出のうえ貸与を受け、使用終了後は速やかに返却すること。
- (3) 資料は、紛失、汚損しないよう取り扱い、これを公表し、貸与しまたは複製してはならない。

9. 成果品の提出

受託者は、次に掲げる成果品を提出する。

なお、委託期間中に提出予定の成果品について、中間報告を行うものとする。中間報告の時期は、委託者と受託者の協議のうえ決定する。また、成果品の提出時期は、協議や修正等の期間を含め、委託者と受託者の協議のうえ決定する。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 業務報告書（概要版） 2部
- (3) 関係資料 一式
- (4) 上記データを保存した電子媒体（CD-R等） 2部

※（1）～（3）はファイリングするものとし、（4）のデータ保存は文書・表・写真データに応じて（Word、Excel、PowerPoint、Jpeg、PDF形式等）、委託者の指示に従うものとする。

10. 契約不適合責任

成果品の引渡し後、受託者の過失または疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、委託の指示に従い、修正・補正及び必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

11. 成果品の帰属等

- (1) 受託者が納品する成果品にかかる著作権は、委託者に帰属するものとし、委託者による二次利用を可能とする。
- (2) 受託者は、納品する成果品について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証すること。なお、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、全て受託者が負うものとする。

1 2. 機密の保持

受託者は、本業務において知り得た情報について他に漏えいし、または引用してはならない。なお、この契約が終了し、または解除された後も同様とする。

1 3. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 4. 再委託の制限

受託者は、本業務の全部または一部を再委託もしくは請け負わせてはならない。

ただし、本業務の一部を事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得た時はこの限りではない。

1 5. 損害賠償責任等

受託者は、業務の実施に関し、故意または過失により、委託者または第三者に損害を及ぼした時は、直ちに損害賠償をしなければならない。ただし、損害の原因が不可抗力によるものと認められた場合は、双方協議のうえ、決定する。

1 6. その他

本仕様書に定めのない事項または業務履行中に疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議し、その指示に従うこと。